

大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という。）は、本件異議申出を受け、当社が、大阪市情報公開条例第 34 条第 2 項に基づき定める情報開示規則（以下「当社規則」という。）に基づき、開示申出のあった『当社の営業する地下鉄・ニュートラムの各路線及び大阪シティバス株式会社の営業する各バス路線における、系統別経営・収支状況（1 日当たりの乗車人員、キロ当たりの乗車人員、年間当たりの営業利益・費用・損益及び営業係数）が記載された文書（平成 30 年度から最新年度までの各年度分）であって、大阪市交通局が過去に公開していたものと同旨のもの』（以下「本件対象文書」という。）につき、部分開示とすることを決定したことから、以下、その理由を述べる。

開示対象文書

- ① 当社の営業する地下鉄の各路線における路線別経営・収支状況のうち、1 日当たりの乗車人員、キロ当たりの乗車人員、年間当たりの営業収入が記載された文書
- ② 当社の営業するニュートラムにおける路線別経営・収支状況が記載された文書

非開示対象文書

- ① 当社の営業する地下鉄の各路線における路線別経営・収支状況のうち、年間当たりの営業利益・費用・損益及び営業係数に関する情報が記載された文書
- ② 大阪シティバス株式会社（以下「大阪シティバス」という。）の営業する路線バスにおける系統別経営・収支状況が記載された文書

1. 開示対象文書を開示する理由

開示対象文書①は、国土交通省の「鉄道統計年報」において路線別の年間の乗車人員、営業収入が公表されていることから、それを日割りすることにより 1 日当たりの路線別乗車人員等は計算可能であり、開示対象文書②は、同じく国土交通省の「鉄道統計年報」において「新交通」に関する営業損益が公表されており、当社における新交通は、ニュートラムの 1 路線のみであることから、既に実質的に公表されている内容を含んでおり、申出者の主張するとおり既に開示されている情報から斟酌可能な情報であり、秘匿性は高くないため、開示することとした。

2. 非開示対象文書を開示しない理由

(1) 非開示対象文書①について（当社規則第 7 条第 4 号該当文書）

非開示対象文書①は、当社における交通事業全体の営業収支状況にとどまらず、個々の路線ごとの収支といったレベルの詳細な情報が記載されたものであり、当社における営業上の課題や強みを赤裸々に示すものである。

非開示対象文書①に記載された情報は、当社地下鉄事業において、どこにサービス向上のための投資をするか、どのような運行ダイヤにするかといった投資判断や事業戦略にとって重要な情報である。また、当社路線と並行する路線を有する他の交通事業者もあり、これらの情報が当該他の交通事業者の開示されれば、個別の路線において当社がどのような費用を支出しているか等を知ることができ、当該交通事業者において、戦略

立案が容易になる可能性がある。

さらに、当社は、地下鉄・路線バスだけでなく、オンデマンドバス・タクシー・シェアサイクルといった様々なモビリティを総合的に配置・投資をすることで最適な移動サービスを提供するというモビリティの最適ミックスを目指しており、どの交通手段において、どのように利用され、どのような費用がかかり、どのような収支であるかについては、その戦略判断において重要な情報であり、これは、他の交通事業者においても同様である。

また、当社は、交通事業を事業の中心に据えつつ、マーケティング・生活支援サービス事業、都市開発事業及び広告事業等の様々な新規事業を展開している。このような民営化後において展開している事業は、当社が交通事業者であることを強みとして、交通事業におけるデータを活用し、また、交通事業とこれらの新規事業を同時に展開することにより、競争上の優位性を活かせるものを選択している。

例えば、当社は、都市開発事業において、どの路線の沿線地域を重点的に開発すべきであるのか、当該開発によって各路線の乗客人員数向上に貢献するののかといった検討を行い、不動産取得等の検討の参考としているが、非開示対象文書①が公にされた場合、本来であれば、当社のみが活用できる情報を他のディベロッパーが路線沿線の物件の開発を決定するにあたって活用したり、物件の販売価格を決めるにあたって参考とすることなどが可能となる。

上記に照らせば、非開示対象文書①が公にされれば、これを他事業者等が利用することによって、交通事業のみならず、交通事業を基礎として成り立つ他の事業も含めた事業全体において、当社の事業計画が妨害され、当社の事業機会が奪取されるなどの用途に利用され、各事業における当社の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」（当社規則第7条第4号オ）があるとともに、その他業務等の性質上、当該業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同号柱書）があるため、非開示対象文書①を非開示とする。

(2) 非開示対象文書②について（当社規則第7条第2号該当文書）

非開示対象文書②は、大阪シティバスのバス事業の営業収支状況のみならず、個々の路線ごとの収支といったレベルの詳細な情報が記載されたものであり、同社における営業上の課題や強みを赤裸々に示すものである。

大阪シティバスは、当社と同日付けで民営化され、その発行済株式の65.3%を当社において保有しているものの、当社とは別個に会社法に基づき設立された法人であるので、当社規則第7条第2号の「法人」に該当する。

また、大阪シティバスは、他事業者等との自由競争にさらされる民間企業であり、非開示対象文書②に含まれる情報は、同社において、運行計画の策定や投資判断、事業戦略の立案等において重要な情報であるとともに、他の交通事業者等の投資判断や事業戦略の立案等においても有益な情報である。

大阪シティバスは、民営化以降、非開示対象文書②に含まれる情報を開示したことはなく、仮に非開示対象文書②が公にされれば、他事業者等がこれを利用することにより、同社の事業計画が妨害され、同社の事業機会が奪取されるなどのおそれがある。

上記に照らせば、本件非開示対象文書は、「法人…に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（当社規則第7条第2号）に該当する。

(3) 結語

以上より、本件対象文書のうち、非開示対象文書①及び同②は、当社規則第7条第2号及び同条第4号オに定める文書に該当することから、非開示とする。

以上